

議案第2号

令和4年度鳥取県一般会計補正予算（第4号）

令和4年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,697,988千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ393,316,476千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

令和4年9月16日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 国庫支出金		千円 86,221,639	千円 3,804,982	千円 90,026,621
	2 国庫補助金	68,312,247	3,804,982	72,117,229
12 繰入金		15,942,826	226,845	16,169,671
	2 基金繰入金	15,583,939	226,845	15,810,784
13 繰越金		3,530,974	405,051	3,936,025
	1 繰越金	3,530,974	405,051	3,936,025
14 諸収入		8,340,327	177,110	8,517,437
	5 受託事業収入	869,160	17,110	886,270
	8 雑収入	4,575,512	160,000	4,735,512
15 県債		29,641,000	84,000	29,725,000
	1 県債	29,641,000	84,000	29,725,000
歳入合計		388,618,488	4,697,988	393,316,476

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 33,789,232	千円 414,072	千円 34,203,304
	1 総 務 管 理 費	15,087,194	53,607	15,140,801
	2 企 画 費	11,864,551	49,176	11,913,727
	3 徴 税 費	2,204,582	111,289	2,315,871
	6 防 災 費	2,059,788	200,000	2,259,788
3 民 生 費		52,697,511	219,694	52,917,205
	1 社 会 福 祉 費	39,024,492	183,814	39,208,306
	2 児 童 福 祉 費	13,207,022	35,880	13,242,902
4 衛 生 費		39,626,558	304,444	39,931,002
	1 公 衆 衛 生 費	23,359,835	1,379	23,361,214
	2 環 境 衛 生 費	6,915,018	156,936	7,071,954
	4 医 薬 費	7,481,560	146,129	7,627,689
5 労 働 費		2,280,418	100,000	2,380,418
	1 労 政 費	1,141,755	100,000	1,241,755
6 農 林 水 産 業 費		24,867,013	935,359	25,802,372
	1 農 業 費	5,709,152	390,000	6,099,152
	2 畜 産 業 費	2,535,693	476,849	3,012,542
	4 林 業 費	7,606,470	40,510	7,646,980
	5 水 産 業 費	2,207,398	28,000	2,235,398
7 商 工 費		22,946,062	2,406,200	25,352,262

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 商業費	7,931,754 ^{千円}	811,000 ^{千円}	8,742,754 ^{千円}
	2 工鉱業費	7,770,221	570,000	8,340,221
	3 観光費	7,244,087	1,025,200	8,269,287
8 土木費		50,009,865	49,714	50,059,579
	5 都市計画費	2,223,527	49,714	2,273,241
10 教育費		62,981,697	268,505	63,250,202
	1 教育総務費	7,542,053	268,505	7,810,558
歳出合計		388,618,488	4,697,988	393,316,476

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	こどもの国50周年に向けた整備事業費	千円 419,366
4 衛生費	2 環境衛生費	国立公園満喫プロジェクト等推進事業費	93,000
6 農林水産業費	4 林業費	治山事業費(県土)	120,000
		農山漁村地域整備交付金事業費(治山)	50,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	市町村受託事業費(道路)	49,800
		防災・安全交付金事業費(災害防除)	116,000
		通学路安全対策事業費	253,000
		町道の耐震対策に係る負担金(町道 鈿上野線)	3,760
		地域高規格道路整備事業費	480,000
		社会資本整備総合交付金事業費(広域連携(道路))	97,000
		防災・安全交付金事業費(国道改築)	100,000
		防災・安全交付金事業費(県道改良)	135,000
		防災・安全交付金事業費(山村代行)	64,000
	3 河川海岸費	防災・安全交付金事業費(河川改修)	289,000
		社会資本整備総合交付金事業費(広域連携(河川環境))	176,000
		河川調査費	25,000
		ダムメンテナンス事業費	65,000
		河川安全・安心対策推進事業費(改修)	89,000
		河川メンテナンス事業費	32,000

款	項	事業名	金額
		防災・安全交付金事業費 (通常砂防事業)	227,800 ^{千円}
		防災・安全交付金事業費 (急傾斜地崩壊対策事業)	291,400
		小規模砂防施設新設費	100,600
		単県急傾斜地 崩壊対策事業費	91,590
		流木対策事業費	15,000
		事業間連携砂防等事業費 (通常砂防事業)	50,000
		砂防メンテナンス事業費	53,000
		海岸メンテナンス事業費 (建設海岸)	44,000
	4 港湾費	社会資本整備総合交付金事業費 (港湾)	81,000
		防災・安全交付金事業費 (港湾)	150,000
		海岸メンテナンス事業費 (港湾海岸)	60,000
		港整備交付金事業費(港湾)	72,000
		港湾メンテナンス事業費	96,000
	5 都市計画費	都市計画事業費(街路)	140,000
11 災害復旧費	2 土木施設 災害復旧費	建設災害復旧費	100,000
計			4,229,316

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
パスポート発給事務費	令和5年度から 令和9年度まで	182,300 ^{千円}
青谷かみじち史跡公園 施設管理等委託費	令和5年度から 令和10年度まで	378,681
鳥取県西部総合事務所新棟・ 米子市役所糺町庁舎整備等事業費	令和5年度	56,304
私立幼稚園等施設整備費補助金	令和5年度から 令和14年度まで	16,654
こどもの国50周年に向けた 整備事業	令和5年度	委託料総額5,000千円を限度として、 令和4年度に契約した額から令和4 年度に支出した額を差し引いた額
鳥取県西部犬猫センター(仮称) 整備事業	令和5年度から 令和15年度まで	253,903
大規模特定河川事業	令和5年度から 令和6年度まで	100,000
県立学校給食費	令和5年度から 令和7年度まで	125,917

変 更					
補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
医師確保奨学金等貸付事業	令和5年度から令和10年度まで	千円 331,200	医師確保奨学金等貸付事業	令和5年度から令和10年度まで	千円 342,000
総合療育センター費	令和5年度	594	総合療育センター費	令和5年度から令和7年度まで	66,411
事業承継促進事業補助	令和5年度	補助金総額2,000千円を限度として、令和4年度に交付決定した額から令和4年度に交付した額を差し引いた額	事業承継促進事業補助	令和5年度	補助金総額10,000千円を限度として、令和4年度に交付決定した額から令和4年度に交付した額を差し引いた額

第4表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方法	利率	償還の 方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
造 林 費	千円 233,000				千円 237,000			
賦 課 徴 収 費	0				80,000	証書借入れ 又は証券発 行の方法に より財政融 資資金その 他より借入 れするもの とする。た だし、事業 又は県財政 の都合によ り起債額の 全部又は一 部を翌年度 に繰り延べ て起債する ことができ る。	10%以内 (ただし、利率 見直し方 式で借り 入れる資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利率)	借入年度から 1年すえ置 き、じ後29年 度間に償還す るものとする。 ただし、 県財政その他 の都合により すえ置き及び 償還年限を短 縮又は延長し て起債し、あ るいはすえ置 き又は償還期 間中であって も償還年限を 短縮し、延長 し、又は繰上 償還を行い、 若しくは借換 えすることが できるものと する。

ただし、各目的ごとの起債の額の合計は、歳入予算で定める県債の額を超えないものとする。